

公布された規則のあらまし

薬事法施行細則の一部を改正する規則（規則第五〇号）

- 1 薬事法の一部改正に伴い、店舗管理者及び営業所管理者の兼務許可の手續等に関する規定については、薬局の管理者の兼務許可の手續等に関する規定を準用することとした。（第六条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二十一年六月一日から施行することとした。